

20日、セントビンセント政府は、同国政府ホームページ上で入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 入国者は、同国保健省ホームページ上での事前到着フォーム手続き及び入国の際には保健当局による健康申告書手続きを終えること。また、全ての渡航者は、到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書（SARS-CoV-2 RT-PCR）を保持する必要がある、到着時には、全ての渡航者に対しPCR検査（鼻腔スワブ）が課される。

2 新型コロナウイルス・ワクチン接種済み渡航者

セントビンセント保健省が認可する新型コロナウイルス・ワクチンを完全な形（2回接種のワクチンまたは1回接種のワクチンの最終投与から少なくとも2週間経過していること）で接種した証拠を有する渡航者は、到着時に国の公衆衛生機関または医療機関で発行された同証明書類（英文）の提示及び到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

※認可ワクチン：アストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、ジョンソン＆ジョンソン、スプートニクV、キューバ製ワクチンのアブダラ、ソベラナ

（1）非常に高いリスク国からの渡航者

※非常に高いリスク国：ブラジル、ベネズエラ、トリニダード・トバゴ、エクアドル、南アフリカ、スリナム、コロンビア、ベリーズ、メキシコ、インド、ガイアナ、パナマ、アルゼンチン、ペルー

ア 到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で最低7日間の義務的検疫措置となり、支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。また、出身国の新型コロナウイルス感染状況や渡航者自身の状況に応じて、追加で検疫措置が適用される場合がある。宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。

イ 検疫措置6日目に再検査が課される。

（2）高リスク国からの渡航者

※高リスク国：英領バージン諸島、台湾、米国（含む米領バージン諸島）、中国、英国、ドイツ、セントルシア、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ハイチ、キューバ、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、イタリア、バハマ、カナダ、タークス・カイコス諸島、フランス（含む海外県・海外領土）、スペイン、ロシア及び非常に高いリスク国、中・低リスク国に指定されている以外の国

到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊

施設で48時間の義務的検疫措置となり、保健当局者による検疫解除指示を待つこととなる。支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。同宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。

(3) 中リスク国からの渡航者

※中リスク国：セントクリストファー・ネービス、バルバドス、アンティグア・バーブーダ（少なくとも21日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなす）

到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で48時間の義務的検疫措置となり、保健当局者による検疫解除指示を待つこととなる。

(4) 低リスク国からの渡航者

※低リスク国：アンギラ、ドミニカ、グレナダ、モンセラット（少なくとも21日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなす）

船上での感染が確認されない場合及び高リスク業務従事者でない場合は、検疫措置なし。

※高リスク業務：カナダ人農業従事者、帆船乗組員、石油掘削労働者、医療従事者、刑務所・拘置所労働者

(5) 上記分類以外の国

上記分類以外の国は、高リスク国扱いとなる。

(6) 通過旅客

乗り継ぎ期間が、1泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請される。1泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設で待機する必要がある。

(7) 未成年者

18歳未満の渡航者は未成年者とみなされ、保護者に課される渡航規則に従う必要がある。単独での渡航者は、個人宅で保護者と共に検疫措置となり、検疫期間は出身国とワクチン接種の状況によって決定される。

3 新型コロナウイルス・ワクチン未接種または不完全接種渡航者

(1) 非常に高いリスク国からの渡航者（リスク国区分は、ワクチン接種済み渡航者記載国と同様）

到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で14日から21日間の義務的検疫措置となり、支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。同宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。検疫措置7日目及び14日目に再検査が課される。

- (2) 高リスク国からの渡航者（リスク国区分は、ワクチン接種済み渡航者記載国と同様）

到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で14日間の義務的検疫措置となり、支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。同宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。検疫措置4日目から7日目までの間に再検査が課される。

- (3) 中リスク国からの渡航者（リスク国区分等は、ワクチン接種済み渡航者記載国と同様）

到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で7日間の義務的検疫措置となり、検疫措置4日目に再検査が課される。

- (4) 低リスク国からの渡航者（リスク国区分等は、ワクチン接種済み渡航者記載国と同様）

上記、ワクチン接種済み渡航者と同様の規則が適用される。

- (5) 通過旅客、未成年者

上記、ワクチン接種済み渡航者と同様の規則が適用される。

- 4 港湾保健当局者の判断により、渡航者の最終リスクレベル及び義務的検疫期間が決定される。また、全ての渡航者には、10日間の体温検査等が要請され、何らかの体の変調がある際には、地方保健局に通報する必要がある。PCR検査が陽性の場合は、認可された宿泊施設で、渡航者負担により隔離措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府ホームページ（入国規制情報）

<http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents>

保健省ホームページ

<http://health.gov.vc/health/index.php>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを件轄しています。